

# 地域開発と地方自治（そのⅠ）

## 緒 方 章 宏

### 1. 地域開発の意義

戦後、わが国では、地域開発とよばれる新しい行政現象が展開されてきた。<sup>(1)</sup>しかし、地域開発行政に関する法体系は、複雑多岐にわたり、それぞれが重疊的に重なり合い、相互の関連性についても必ずしも明確ではなく、特に、開発行政についての計画の主体・内容・策定、実施手続等が未成熟であり、そもそも概念規定それ自体すら曖昧である、加えて乱開発による自然ないしは生活環境の破壊、公害等によって地域開発のあり方の再検討が迫られている。

ところで、地域開発の概念規定は、曖昧であるが、ここでは、一応次のような概念づけをしておきたい。<sup>(2)</sup>すなわち、「今後の地域開発の目標は、経済の開発とならんで、社会、文化の開発を図ること、すなわち、住宅、その他生活環境を整備することはもちろん、教育、文化、厚生施設、公園緑地、道路等の公共施設を整備し、文化的な雰囲気につつまれた地域として開発発展をはかること」<sup>(3)</sup>である。

地域開発についての概念規定が右のような点に求められるとするならば、開発の主体となるのは、地方自治体でなければならない。しかしながら、現実のわが国の地域開発行政は、一貫して、独占資本のための、いわば國家による政策としての開発行政であった。すなわち、渡辺洋三教授も指摘されるように、現代社会における権力機構は、広範囲な行政活動を通して、独占資本を保護育成し、そのための社会資本の充実および産業基盤の整備、

私企業に対する援助（道路、用水、港湾等）が行なわれてきたのであり、わが国の地域開発の中心点も実はここに存在していたといいうる。<sup>(4)</sup> いかえればわが国の戦後資本主義の復活と発展過程の中で、地域開発は、資本の要求として要請され、資本の論理の上にのっかって行なわれてきたといえよう。そこには、地域住民の意思は全く反映されていなかつたと断定することができる。

従って、われわれは、地域開発のあり方を原点へ戻して検討し、あるべき姿を確立しなければならない。すなわち、地域開発は、国の政策として資本のために行なわれるのではなく、その地域地域の特性に応じて開発が実施されてゆくべきであり、その目的は、地域住民の福祉を前提としての社会資本の充実を図ることであり、そこには、住民自治による住民の意思が最大限に尊重されていなければならない。本稿では、かかる観点に立って、地方自治と地域開発とをめぐる問題点を検討してゆくものである。

- (1) 行政機能の多様化は各方面にみられる。たとえば、生活配慮行政 (*Verwaltungs Daseinsvorsorge*) 等がその端的な例であろう、地域開発について言えば、現在確立してはいないが計画行政 (*Planungs Verwaltung*) の一環としてこれを説明してゆく学説が有効である。遠藤博也「計画行政と行政計画」第二期、法学教室3号69頁。成田頼明「計画行政と地方自治」自治論文集935頁以下。なお、西独における現代行政の計画化 (*Planung*) については、Peters, *Die Verwaltung als eigenständige Staatsgewalt*, 1965, S. 7-11.
- (2) 開発行政について最も精力的に研究をすすめられる成田教授は、次のように定義される。「地域開発という概念は、地域社会の自然的、社会的、経済的、文化的基盤条件を整備し、未利用の資源や生活空間を計画的、効率的に利用しうる状態におくことにより地域住民の生活水準を高め福祉を増進する組織的体系的、総合的な行政活動である」成田編、「行政法講義」下巻102頁、(傍点筆者)。しかしこの考え方は経済主義的意味あいが強いのではないか。なお西独、1965年連邦地域開発法 (*Raumordnungsgesetz*) 第一条は、次のように規定する「連邦領土は、その全体的な地域構造の中で共同社会における人格の自由な開発が最もよく行われるような開発が導かれなければならない。」
- (3) この概念規定は、田中「広域総合行政への途」広域行政論所収、7頁による。
- (4) 渡辺、「福祉国家の法学的検討」法律時報36巻7号、55頁。

## 2. わが国における開発法制の展開

わが国において、いわゆる総合的な国土開発の法制度が確立したのは、戦後の混乱がおちつき、わが国の経済が回復期に入った時期であるといつてよい。

戦前においては、明治維新以後、富国強兵政策の一環として、また、士族授産、日本北部の防備、および当時の人口問題、食糧問題の解決の手段として、「北海道拓殖事業計画」（明治43年—昭和21年）、明治維新以来寄生地主の支配の下でひくい生産におかれていた東北地方を開発するためのものとしての「東北振興計画」（昭和12年・第一期五ヶ年計画、昭和18年・第二期五ヶ年計画一中止）が実施されていた。以上の二つの計画は、特定の地域を対象としたものであったが、これとは別に、国土全体の開発振興を図る目的で企図されたものには、次の二つの計画があるが、これらはいづれも試案の段階でその生命を終り、具体化されたものではなかった。すなわち、昭和15年近衛内閣の下での「国土計画設定要綱」（昭和15年）、および「中央計画素案要綱」（昭和18年）である。これらは、いづれも後進地域の開発というよりもむしろ戦争目的を遂行するための総合的な国力の増大、防空、国防的見地からの工業立地の規制と地方への分散を図ろうとするもので国家利益を目的とした国家主義的立場に立つ計画であった。<sup>(1)</sup>

戦後の開発計画は、終戦と同時に開始されているが、その変遷過程はこれを次の五つの時期に分類整理することができよう。<sup>(2)</sup> すなわち、(1)戦後混乱期（昭和20年—昭和24年）(2)資源開発期（昭和25年—昭和30年）(3)工業開発期（昭和31年—昭和35年）(4)既成開発地域再開発期（昭和36年—昭和40年）(5)地域開発から国土開発への転換期（昭和41年以降）である。

（図1 参照）

図 1 主な戦後開発計画の歩み

昭25	国土総合開発法 北海道開発法 首都建設法 港湾法	昭36	東海道幹線自動車道建設法 港湾整備緊急措置法 低開発地域工業開発促進法 産炭地域振興臨時措置法
26	旧河川法改正 九電力会社発足		水資源開発促進法 水資源公団法
27	電源開発促進法		太平洋ベルト地帯構想
28	港湾整備促進法 町村合併促進法	37	新産業都市建設促進法 水資源公団発足
29	土地区画整理法		全国総合開発計画
30	愛知用水公団法		首都制度当面の改革に関する答申
31	道路整備特別措置法 首都圏整備法 工業用水法 空港整備法		東京湾総合開発促進協議会設立 近畿圏整備法
32	都市町村建設促進法 国土開発縦貫自動車道建設法 東北開発促進法 特定多目的ダム法	38	臨時行政調査会答申
33	工業用水道事業法 公共用水域の水質の保全に関する法律 道路整備五ヵ年計画	39	工業整備特別地域整備促進法 河川法
34	首都圏既成市街地における工業等の制限に関する法律 九州地方開発促進法 首都高速道路公団	41	日本鉄道建設公団 新産都市指定
36	特定港湾施設整備特別措置法 国民所得倍増十ヵ年計画 四国地方開発促進法 北陸地方開発促進法 中国地方開発促進法	42	中部圏開発整備法 国土開発幹線自動車道建設法 新東京国際空港公団 公害対策基本法
		43	都市計画法 自民党都市政策大綱
		44	新全国総合開発計画
		45	都市再開発法 全国新幹線鉄道整備法
		46	農村地域工業導入法
		47	工業再配置促進法 日本列島改造論

(1) たとえば「国土計画設定要綱」は次のように述べているところからも国防的見地からの国土計画であったことは、明らかであろう。

「日満支ヲ通ズル国防国家態勢ノ強化ヲ図ルヲ目的トシテ……一貫シタ指導方針ノ下ニ時局下諸般ノ政策ノ統制的推進ヲ図ラントス」

(2) 戦後の変遷過程の分類については、様々な分け方がある。たとえば、佐藤笠

教授は次の通り分類される。(1)戦後混乱期, (2)復興期後期, (3)既成地帯整備期, (4)産業分散期, (5)新全総計画の登上, 「国土計画の歴史と理念」ジュリスト523号17頁以下。また, 西谷剛氏は, (1)資源開発期, (2)工業開発期, (3)過大都市防止と地域格差是正期, (4)新全総計画期, の四期に分類, 西谷「計画行政の課題と展望」153頁以下, 殆んどの場合四期から五期程度に分類している場合が多い。本稿では, 佐藤竺教授の分類に負った。

### (1) 戦後混乱期

戦後, 昭和20年代の前半は, 敗戦直後の混乱期であり, 食糧, エネルギーを始めとする生活や生産に必要な物資が極度に欠乏しており, 加えて戦災による国土全体の荒廃が著るしく, 産業はもとより国民一人一人の生存そのものが脅やかされていた時期であった。従って, この時期の開発計画についての基本的な考え方は, 敗戦の処理と災害復旧, 食糧増産, 経済復興(民生産業の振興)を中心とするものであった。

内務省は, 昭和20年「国土計画基本方針」を, 次いで同21年には, 「復興国土計画要綱」を発表した。これらは, 復興, 開発計画の具体的な施策として, (イ)後進, 未開発地域の開墾, 入植, (ロ)産業別人口の配分計画, (ハ)産業振興目的のための地方都市を育成し, 都市の過大化を防止するとともに経済, 社会, 文化の中核とすること。等の提案を行なった, しかし, これらの計画は, いづれも計画作成技術の未熟, 財政的基礎の欠如等の理由から実効性にうすく, いわばアドバルーン的な色彩の強いものであり, 始から大きな期待をかけることには無理があった。しかし政府は, 昭和22年, 勅令70号をもって「国土計画審議会」を設置, 同審議会は, 内閣総理大臣の所轄に属し関係各大臣の諮問に応じて国土計画について審議するものとされたが, 同審議会は, 大きな効果を上げることなく, 昭和24年, 「国土総合計画審議会」へと改組された。

この時期は, 戦後の混乱があまりにも大きく, 前記計画では, たいした効果もあらわれず, さらに当時の経済状況の下では, 産業による国力の回

復という点から資源開発が同審議会へ要請され、同審議会は、昭和24年11月「国土開発法要旨」を答申、昭和25年5月、現行の「国土総合開発法」が成立した。そしてここから次の資源の開発期の時代へ入ってゆくのである。

## (2) 資源開発期

戦後、わが国の開発計画が軌道にのったのは、先に述べたとおり、終戦の混乱がおちつきわが国の経済力が回復期に入った時期に成立した「国土総合開発法」によってであるといってよいだろう。

当時、朝鮮動乱による特需ブームがわが国の経済の自立化を促進させたが、一方では、その自立化の波に乗るために、あまりにも、資源エネルギーが不足しており、さらに、自然災害が続発したこともある、これらの諸状況に対応するためには、どうしても総合的な国土の開発計画の策定が要請されていたのである。政府は、それをうけて、昭和25年4月28日、「国土総合開発法」を国会へ提出、同年5月2日に成立させた。

制定された「国土総合開発法」の趣旨は、同法第一条に規定されているように「国土の自然的条件を考慮して経済、社会、文化等に関する施策の総合的な見地から、国土を総合的に利用し、開発しおよび保全し、並びに産業立地の適正化を図り、併せて社会福祉の向上に資する」ことを目的とし水、土地等の資源の利用、災害復旧、産業立地、都市・農村の適正配置、観光、厚生等文化施設の設置などの非常に欲ばった内容をもった計画であった。そして、その特徴は、(1)総合開発の目的の明確化、(2)国土総合開発計画を全国総合開発計画と都道府県総合開発計画、地方総合開発計画、および特定地域総合開発計画の四種類に分けて規定、そのうち、全国総合開発計画と特定地域総合開発計画は、国の責任において計画を作成し、他の二種類の計画は、都道府県が作成したものを作成することとした。

しかしながら、国土総合開発法は、実際には、全国計画策定のための根

拠となるように制定されたものではなく、むしろ国土の一部分を対象とする性格のものであったといえる。すなわち、当時の産業、経済の要請は、エネルギー源としての電力であったことから、電源の開発ということに重点がおかれていた。従って電源開発のための河川の総合的な開発を行なうということから、どうしても特定地域の開発に重点がおかれてしまったわけである。より細かく言えば、(1)資源開発(水資源)、(2)国土保全(治山治水)、(3)工業開発の三項目が最重点目標であった、そして、この法律にもとづく特定地域として当初二ヶ所の指定が予定されていたが政治的な意図もからんで最終的には全国21ヶ所が指定された。<sup>(1)</sup>そのため、特定地域の性格がぼやけてしまい、<sup>(2)</sup>また、電源開発用のダムも、ダム周辺地域の開発に電力が使用されるのではなく、殆んど全て東京、大阪などの大都市へ供給されてしまった、<sup>(3)</sup>このような意味から特定地域開発方式も結局は、資本の論理にのった地域収奪型の開発であったと断定せざるを得ない。<sup>(4)</sup>

- (1) 指定を受けた21ヶ地域は次の各地域である。北上、阿仁田沢、最上、天竜東三河、大出出雲、北九州、阿蘇、南九州、能登、芸北、錦川、四国西南、只見、木曾、飛越、吉野熊野、那賀川、利根仙塩、北奥羽、十和田岩木川。
- (2) 大原光憲「戦後開発と日本列島改造論」朝日ジャーナル、昭和47年臨時増刊等、83頁。
- (3) この開発方式は、アメリカのTVAの開発を模倣したものといわれている、しかし、TVAの場合には、開発目標の総合性、責任機関の一元化、開発への民衆の参加等の理念が達成され、成功したが、わが国の場合には、これらの理念は全くかえりみられることができなかったため、TVA方式の模倣は失敗に終ったとみてよいだろう。なお詳細は、宮本憲一「地域開発は、これでよいか」岩波新書、26頁以下参照。
- (4) 佐藤、前掲論文18頁。

### (3) 工業開発期

日本経済は、昭和20年の後半すでに朝鮮戦争の特需を契機として立ち直りをみせていましたが、昭和30年代に入ると戦前の水準を越え、高度経済生長

の時期に入った。このようなわが国の経済状況は、それまでのわが国の産業型態が資源立地型をもっていたが、それが原材料を輸入し商品化して輸出する臨海工業型へ移行し、さらに地域開発のあり方も資源開発のためのものから工業化を中心とする開発へ変化していった。このような産業型態の変化による開発計画転換の条件として佐藤竺教授は次の三点を指摘しておられる。<sup>(1)</sup> すなわち、第一に、技術革新による設備投資の拡大とそれに伴う生産の伸びによる既成工業地帯および周辺地域の基盤整備、第二に、エネルギー革命による『水主火従』から『火主水従』への転化、およびそれに伴う重化学工業への比重の拡大、第三に、第一、第二の条件と関連するが、大量生産と大量消費という、いわば消費革命による国民の生活構造の変化。

このような工業化への変化は、既成工業地帯、特に京浜工業地帯を中心とする地域におよせたが、一方、開発のおくれた後進地域はますます工業化からおくれるようになった。そして、赤字に悩む後進地域の地方公共団体は、工場誘致条例を制定し工場誘致政策にやっきとなった。<sup>(2)</sup> このような状況の中で政府は、既成工業地帯周辺の基盤を整備し、併せてその頃次第にはげしさを増していた首都圏への人口流入問題に対処するため昭和31年「首都圏整備法」を制定した。これは、東京を中心として半径100 kmの地域を対象として、わが国の政治、文化、経済の中心となるにふさわしい首都圏を建設するための基本計画と整備計画を策定することとし、当時都市への流入のはげしかった人口を中心部の外側に形成される衛生都市に誘導するものとしていた。

一方、工場の地方分散を図り後進地域の開発を促進するために、昭和32年5月「東北地方開発促進法」を制定、次いで「九州地方開発促進法」(昭和34年)、「四国地方開発促進法」(昭和35年)、「北陸地方開発促進法」(同35年)、「中国地方開発促進法」(同35年)を立てつづけに成立させた。しかし、前者の首都圏整備法は、この法律にもとづいて設置された「首都

「圈整備委員会」の行政権限があいまいであり、財政上の手当ても充分でなく結局都市への人々の流入を抑制するという効果はあがらなかった。

また、後者の各地方開発促進法は、いづれも「土地、水、山林、鉱物、電力その他資源の総合的開発の促進に関する計画」であり、後進地域の開発の可能性と工業化への可能性を強調しようとしたものであったが、その実効性はうすく、実際には各地域からの次年度国家予算に対する圧力の手段程度の機能しか果し得なかった。<sup>(3)</sup>

(1) 佐藤竺、前掲論文、19頁。

(2) しかし実際には、企業が誘致される前提として産業基盤の整備（道路、港湾施設等）が必要であり、そのための造成費として多額の財政負担が地方自治体にかかり赤字に迫車をかける事態となりそのしわよせは福祉予算がかぶる結果となった。

(3) これらの法律は、いづれも各地域出身の議員による議員立法であったことが法律の形骸化に加担したともいえよう。

#### （4）既成地域再開発期

昭和30年以降、わが国の経済は、いわゆる高度経済成長の時期に入り重化学工業を中心とする工業化が促進された。その中で昭和35年池田内閣は、「所得倍増計画」を策定発表した。所得倍増計画は、今後十年間の期間中に既成四大工業地帯をむすぶ太平洋ベルト地帯に新しい工業地帯を作り、企業のコンビナート化を図ることにより生産をあげ、それによって国民の所得も倍増させるとする趣旨のものであった。<sup>(1)</sup> 政府は、この計画の実施のために、地域開発におよそ16兆円もの公共投資を行ない、また政府のこの政策に呼応して各大企業は京葉、富士、名古屋、四日市、堺泉北、徳山、大竹、岩国等の各地域に巨大な重化学工業コンビナートが建設された。<sup>(2)</sup>

他方、この所得倍増計画をより実質化させることおよび地域格差の是正、過密の防止などを目的として、全国総合開発法が制定されてから12年目の昭和37年10月「全国総合開発計画」がようやく策定された。全国総合開発計画は、「わが国の自然資源を有効に利用し、資本、労働、技術等を適切

に地域に配分し、そのことにより地域内の均衡ある発展を期する」ものとしていた。そしてその具体的な開発手段として拠点開発主義、すなわち、東京、大阪、名古屋等の既成大工業地帯と関連させながら、それ以外の地域に工業開発地区として大規模な開発地点を設定、さらにより細かい機能をもつ地方開発都市として中小規模の拠点を配置し、それぞれの間を交通、通信施設により連絡させ連鎖的に発展させてゆく方式を採用した。そして、拠点開発地域の採用要件として、①立地要素の供給力が大きいこと、②投資効率の高いこと、③波及効果の大きいこと、などが要求された。

政府は、さらにこの拠点開発方式を具体的に実施するために、昭和37年に「新産都市建設促進法」を制定、<sup>(3)</sup> 昭和39年には「工業整備特別地域整備促進法を制定した。

政府は、新産業都市建設促進法にもとづいて当初10ヶ所の地域指定を考えていたが、政治的な配慮ともうれつな陳情合戦の結果、道央、八戸、仙台湾、常磐郡山、富山高岡、松本諏訪、岡山県南、徳島、東予、大分、日向延岡、有明不知火大牟田、秋田臨海、中海の15ヶ所を指定した。また、工業整備特別地域整備促進法にもとづく工業整備特別地域として、鹿島、駿河湾、東三河、播磨、備後、周南の六地域を指定した。

ところで、これらの各開発計画は先に述べたとおり全て地域格差の是正と過密の防止とを主要目的としていたのであるが、現実には、東京、大阪、名古屋などの大都市地域の人口は依然として増えつづけ、過密過疎防止の役目をはたすことはできなかった。また、新産都市にせよ、工特地域にせよ政治的配慮によって指定がなされたケースが多くなった結果、必ずしも産業に適した地域が指定されるとはいえず、そのような地域には工場が誘致されず地域格差もその幅を大きくするだけであった。

- (1) 所得倍増計画の基礎となったのは、35年暮に出された経済審議会産業立地小委員会の報告書に示された考え方であるといわれている。そこでは産業立地のあり方を次の如く述べている。(イ)四大工業地帯（京浜、中京、阪神、北九州）を所得倍増計画の工業立地の中核とする。(ロ)ベルト地域の中間点（岡山、沼津

等)に中規模の新工業地帯を作る。(ハ)四大工業地帯へは新たな工業の集中を禁止, 制限する。(ニ)四大工業地帯周辺へ工業の分散を行なう。(ホ)北海道, 東北, 裏日本に大工業地帯を作る。以上, 吉岡健次「地域開発と地方財政」40頁による。

- (2) これらの地域は, いづれも後になって公害による被害の最も大きい地域になったことは皮肉である。
- (3) 新産都市建設促進法が成立する以前に政府部内においては, 広域都市建設計画(建設省), 地方開発基幹都市建設計画(自治省), 低開発地域工業開発促進計画(通産省)の三計画が立案され, いづれも地域格差の是正と後進地域の開発が目的であったが最終的には調整されて新産都市建設促進法一本化された。

#### (5) 地域開発から国土開発への転換期

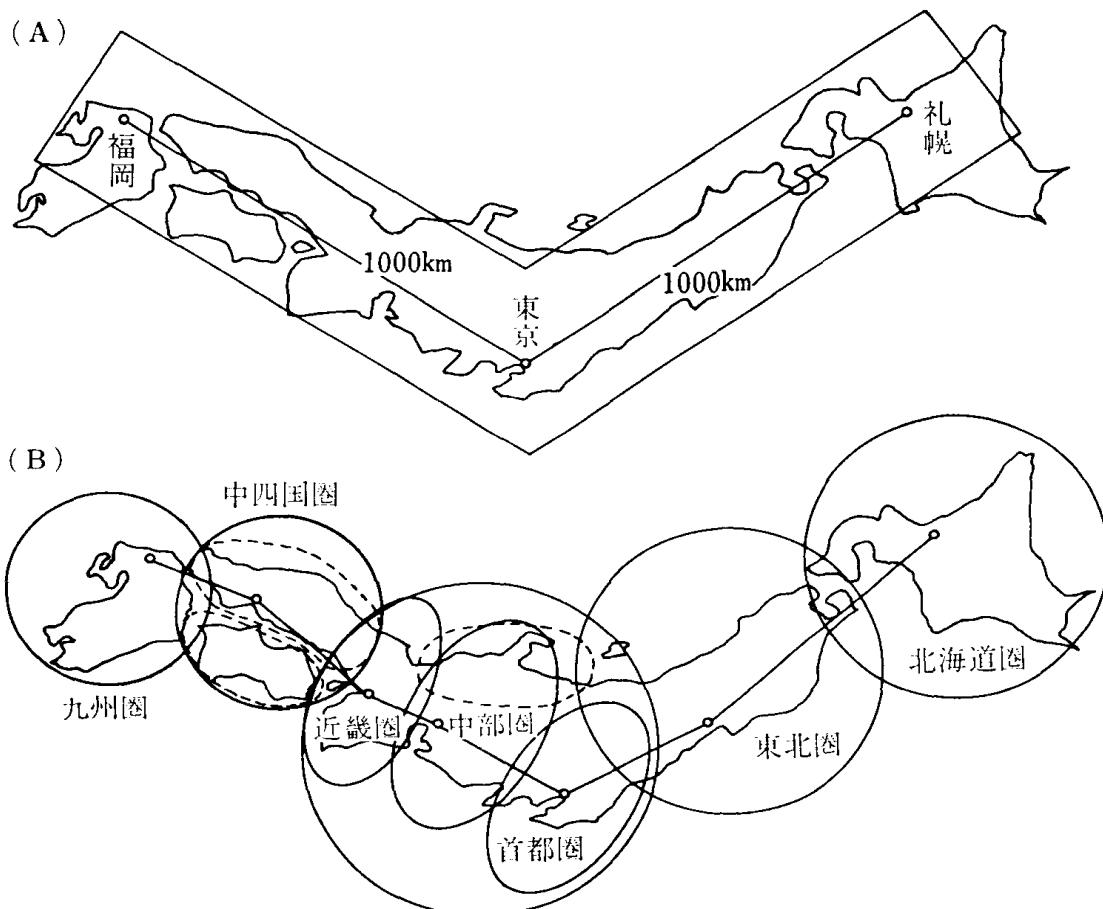
昭和30年代にすでに深刻化していた過疎, 過密問題は, 昭和40年代に入ってからもその深刻さの度合を深め, さらに公害問題が全国各地のそれも重化学コンビナート地域を中心に発生し, 開発に反対する市民運動も激化した。このような状況の下で, 全国総合開発計画は, 全く無用の長物と化し, 政府部内においても, 地域開発のあり方とあわせて全国総合開発計画の根本的な練り直しが考慮されるに至った。<sup>(1)</sup>

経済審議会地域部会は, 昭和41年7月, 中間報告を提出, 今までの地域開発の方式であった拠点開発主義の失敗を確認し新しい方式による地域開発のあり方を考慮する必要性を強調した。そこで政府は, 全国総合開発計画の改訂に着手し, 昭和44年5月, 新全国総合開発計画が成立するのである。<sup>(2)</sup>

新全国総合開発計画は, その計画策定の意義について「国土利用の現況と将来におけるわが国経済社会の基本的発展方向にかんがみ情報化, 高速化という新たな観点から, 国土利用の抜本的な再編成をはかり, 37万平方キロメートルの国を有効に利用し開発するための基本的な方向を示すことが, この計画を策定する意義である。また, 国土の総合的な開発を推進するため, 現行の地域開発諸制度を整理充実しなければならないが, この計

画に新しい地域開発諸制度の基本的方向を示唆する」ものとし、また、計画策定の目的は、第一に自然の保護保全、第二に開発の基礎条件を整備し開発の可能性を拡大、均衡化すること、第三に過密、過疎、地域格差の是正をはかること等であり、さし当り昭和60年を目標に、計画の主要な課題として、①国土開発の新骨格の建設、②産業開発プロジェクトの実施、③環境保全のための計画、を掲げ、その具体的な方策として、日本全国を七つのブロックに分け、それぞれのブロック毎に主軸となる開発根拠地を設け、その根拠地を、通信、新幹線、航空機、高速道路等の交通、通信ネットワークで結び、その新しいネットワークが完全に結びつけられた時点で南北2000キロメートルにわたる日本列島が一体となって機能し、従って全国土の利用が均衡のとれたものになり過密、過疎、地域格差等の従来の開発計画がかかえていた問題を全て解決することができとする（図2参照）。

図 2



そして、計画を達成させるための手段として大規模開発プロジェクト、広域生活圏、第三セクターの導入（民間資本の導入）等をあげている。

新全総計は、概略以上のような内容をもつものであるが、その考え方の特徴としては、従来の地域開発は、地域格差の是正や、過密過疎問題の解決のために産業の地方分散を基礎としていたが、この計画では、地方分散をあきらめたという点に求められよう。従って地域開発から国土開発へと考え方が修正されたとみてよい。

このような内容をもつ新全総計画は、それでは、われわれの生活に何をもたらしたであろうか、渡辺教授が述べられているように、次のような問題点がなげかけられたといってよいだろう。第一に、それ以前にすでに発生していた公害問題がさらに深刻化したこと。第二に、地価の高騰を招き土地問題を発生させ、第三にインフレの助長、第四に都市問題の激化、第五に計画が産業優先であったため農業問題が深刻化したこと、などである。<sup>(3)</sup>

一方、もし長所があるとすれば、それは、公害や都市問題をきっかけとして地域住民の住民意識を目覚めさせ、市民運動を育てたことであるといってよいだろうか、いづれにせよ、新全総計画は、成立してまもなく修正の意見が出され、<sup>(4)</sup> 何等の実績もあげることなく世論の批判をあびることになった。

これまで、戦後のわが国の地域開発の法制度についてその概略をみてきたわけであるが戦後の地域開発制度に一貫して流れている最大の欠陥は、国民の生活を犠牲にしてただひたすら産業開発を第一にして開発が行なわれてきたということである。従って、このような考え方を変えない限り開発計画は常に批判の対象となるであろう。

(1) 新全総計画自身このような変化過程について次のように述べている。

「計画策定後、今日に至るまで経済成長が10.9%と世界史上に例をみない高さで推移し、地域経済社会の変化が急激であることもあって、過密、過疎現象は、ますます深刻化しており、事態の解決は容易ではない」。

- (2) 新全総計画は、昭和60年を目標として国民総生産は、130兆円～150兆円、一人当たり国民総生産は、110万～130万円、累積民間設備投資は、210兆円～260兆円、である。
- (3) 渡辺洋三「国土総合開発法案の問題点」議会と自治体、176号22頁。
- (4) 新全総計画成立後の修正への動きについては、山本正雄「新全総決定後の動向と総点検の背景」ジュリスト、523号、89頁以下。なお、昭和46年11月29日、国土総合開発審議会総合調整部会検討メモ（平田メモ）は、国土開発における基本的課題として、①自然、歴史的環境の保存と環境問題の克服、②ナショナルミニマムの確立をあげ、さらに、早急に検討すべき事項として、①環境問題への対応、②広域開発行政の推進と国の開発行政の一元化、それによって地方制度の再検討、③国土総合開発法の改正。なお、現在国会で審議中の国土総合開発法の改正は、この平田メモがその下地となっているといわれている。

（未完）